

台風・大雨・雪に関する警報等発令時の生徒の登下校対応

1 坂出市に警報が発令された場合

種類	対 応	
・大雨 ・洪水	午前6時の時点で発令中	○自宅待機とする なお、午前6時以後、登校までの間に発令された場合も、その時点で自宅待機とする (注意) ・TVやラジオ等で警報発令の確認をする ・学校への問い合わせはしない
・暴風 ・暴風雪	午前11時の時点で発令中	○臨時休業とする
・大雪	登校後の発令	○下校手段の確保をし安全確認をしたのち下校する (注意) ・下校手段の確保や安全確認ができない場合は、保護者と連絡をとる

※午前11時以前に警報が解除された場合は、その時点での注意報等に留意し登校する。

居住地域や通学経路に警報が発令されている時は、学校へ連絡し自宅待機を継続する。

※波浪警報・高潮警報の場合は、安全面に十分注意して通学路を考え、ゆとりを持って登校する。

2 坂出市に注意報が発令された場合

種類	対 応	
・大雨 ・洪水 ・強風 ・風雪 ・大雪 ・雷		○交通機関や通学経路の安全に注意して登校・下校する ○地域の状況や交通機関等の状況によりやむを得ない場合は学校へ連絡をした上で自宅待機する (注意) ・TVやラジオ等で注意報発令の確認をする ・状況の変化に備え継続的に気象や交通機関の状況を把握する
・登校中に注意報から警報に変わる可能性が高い場合 ・主要な交通機関等の途絶が予想される場合		○臨時休業とする場合がある ○地域の状況や交通機関等の状況によりやむを得ない場合は学校へ連絡をした上で自宅待機する (注意) ・TVやラジオ等で状況を確認する

※上記以外の注意報の場合も、安全面に注意して、ゆとりを持って登校する。

3 その他

①濃霧等による停船勧告など船舶が運航しない場合は、船舶による通学生徒は学校へ連絡をした上で待機する。登校は運航再開の時点で判断する。

②休業日の課外・模試・検定試験・部活動等もこの基準により判断する。

③生徒の居住地域と坂出市(学校所在地)の発令内容が異なる場合は、居住地の発令内容により上記の表に準じる。(臨時休業でない場合に居住地の警報のため登校できなかったときは「非常変災」での出席停止等の扱いとする)

地震発生時及び津波に関する警報等発令時の生徒の登下校対応

1 授業日における自宅での対応

種類	対応	留意事項
非常に強い地震 (震度6弱以上) 又は、 大津波警報(巨大)	○自宅待機とする。 学校は臨時休業になる可能性が高い。 可能な限り、学級担任とメール・電話等で連絡を取り合う。	○TVやラジオ等で大津波警報等発令の確認をする。 ○通学路の安全を確認する。 ○交通機関の状況を確認する
強い地震 (震度5弱・5強) 又は、 津波警報(高い)	○場所によって危険なところは無理せず自宅待機。この場合学校に連絡する。 ○午前11時までに、公共交通機関が動いたり、通学路の安全が確認されたときは登校する。	
やや強い地震 (震度4以下) 又は、 津波注意報	○安全面に注意して登校する。 ○地域の状況や交通機関等の状況により、やむを得ない場合は学校へ連絡した上で自宅待機する。	

※午前6時から登校するまでの時点で地震等により道路・交通機関等が不通になっていたり、電気、水道、ガスなどのライフラインが寸断されている場合は、生徒は自宅待機。状況によっては臨時休業等の措置をとることがある。学校が臨時休業でない場合は、通学に危険がないことを十分確認したうえで登校する。

※午前11時の時点で、公共交通機関が動いていなかったり、通学路の安全が確認されないときは、臨時休業とする。

2 登下校中での対応

自転車・徒歩通学者	○各自で安全な場所に避難する。 ・ブロック塀・自動販売機等転倒の可能性のあるものや、窓ガラスの破片・外壁が落下する可能性のある場所から離れる。 ・頭部を保護し、安全な場所で身を伏せる。 ・崖下・川岸・橋の上・ガス漏れ箇所からすみやかに遠ざかる。 ・沿岸部やため池近くでは、高台や頑丈な建物の3階以上に避難する。 ※常日頃より通学路について危険箇所と避難場所の確認をしておく。 なお、登校中の場合は、安全等の状況を十分確認して、可能な場合は登校する。
公共交通機関通学者	○保護者に連絡をするとともに、乗務員・駅員の指示に従う。

3 学校にいるときの対応

<p>○強い地震が発生した場合は、机等の下に避難し安全な体勢をとる。屋外の場合は、倒壊のおそれのあるものから離れ、落下・飛来物から頭部を守る。揺れがおさまった後に、グラウンドに避難する。</p> <p>○大津波警報、津波警報、津波注意報が発令され、浸水等の危険性がある場合で、校舎の安全性が確保された場合は、各HR教室(3階以上)に避難する。校舎の安全性が確保されない場合は、「角山」へ避難する。校外で活動中の場合は、最寄りの指定された建物の3階以上に避難する。</p> <p>○震度5弱以上の地震が発生し、電話やメールで保護者との連絡ができない状況となった場合生徒は学校で待機する。保護者には道路等の安全確認の後に迎えに来てもらう。保護者が迎えにきてても、大津波警報・津波警報が発令されている場合は、通学路によってはそれが解除され、安全が確認されるまでは、保護者とともに学校で待機する。</p> <p>※ 迎えに来た保護者には「確認カード」に必要事項を記入してもらってから生徒を引き渡す。</p>
